

高等教育行政対策委員会

「高等教育行政対策委員会」

1. 委員

中山洋子（委員長 福島県立医科大学 ）・佐藤禮子（兵庫医療大学）
高橋真理（北里大学）・野嶋佐由美（高知女子大学）
正木治恵（千葉大学）・南 裕子（近大姫路大学）

2. 趣旨

看護学の高等教育に関する国内外の重要な情報を収集し、会員校の共通な課題について検討し、その結果を会員校に伝える。必要に応じて会員校の看護学教育、研究等の円滑な運営に反映できるように関係機関、団体や行政機関等に迅速に働きかけていく。

3. 活動経過

平成 21 年度の活動計画として、①大学における看護学教育の質の保証およびモデルコアカリキュラムの作成等の検討、②看護系大学院教育の検討、を立てた。

①については、文部科学省より研究事業の補助金を得て、ワーキンググループを作り活動した。②については、文部科学省医学教育課の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」で、2010 年 1 月より検討が開始されたが、看護系大学院における高度専門職業人の育成の問題についての本委員会としての議論はなされていない。

本年度は、当初の計画とは別に以下のような看護を取り巻く情勢が変化した。この対応について報告し、モデルコアカリキュラムについては、研究が終了する来年度に報告したい。

1) 2009 年 7 月の保健師助産師看護師法等の改正によって、保健師および助産師の養成課程の年限が 1 年以上になったこと、2009 年 8 月の文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」の第一次報告書で、これまで大学の看護学教育においては必須であった保健師の国家試験受験資格を得るための「保健師教育」の選択制を可能にしたことである。これによって、本委員会では、大学における看護学教育のあり方と看護専門職としての免許資格の問題についての議論を重ね、本協議会役員と高等教育行政対策委員会委員の連名で、平成 21 年 12 月 21 日に文部科学大臣あてに「保健師助産師看護師法等の改正に伴う看護学教育の在り方について（要望）」を提出した（資料 1）。

さらに保健師教育においては、臨地実習の場の確保の問題を議論した。とくに、一部の地域において、保健所、市町村における実習に制限が設けられ、各大学が対応しなければならない事態が生じ、保健師教育における実習の考え方についての見解、要望書を作成していくこととなった。

2) 平成 22 年 3 月 19 日に厚生労働省から出された「チーム医療について（チーム医療の推進に関する検討会 報告書）」のなかで議論されている特定看護師（仮称）の問題である。この問題は、看護系大学院における教育と関連しており、「高度実践看護師制度推進委員会」とともに、今後の情勢を見ながら迅速に対応していく必要があることを確認した。

4. 今後の課題

厚生労働省、文部科学省において、看護学教育や看護師の役割についての検討会が立ち上がっている。平成 22 年度は、助産師、保健師、看護師の教育課程の見直しとともに学士課程におけるコアカリキュラムをまとめ上げていく必要がある。各大学によって教育目標や看護専門職教育のあり方には違いはあるが、学士課程における看護学教育としてのある一定の質を確保するための合意形成をどのように図っていくかが課題となっている。

5. 資料

「保健師助産師看護師法等の改正に伴う看護学教育の在り方について（要望）」

＜資料1＞

平成21年12月21日

文部科学大臣
川端達夫 殿

日本看護系大学協議会 役員会
高等教育行政対策委員会

保健師助産師看護師法等の改正に伴う看護学教育のあり方について（要望）

日本看護系大学協議会は、学士課程で看護学教育を実施している大学が、相互の連携を深め、看護学の発展・進化のために組織している団体で、現在、看護学部、看護学科、看護学専攻などを持つ大学と厚生労働省の大学校とを合わせて181校が加入しています。

本協議会では、2009年7月の保健師助産師看護師法等の改正によって、保健師および助産師の養成課程の年限が1年以上になったことや、2009年8月の文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」の第一次報告書で、これまで大学の看護学教育においては必須であった保健師の国家試験受験資格を得るための「保健師教育」の選択制を可能にしたことを受けて、大学における看護学教育のあり方と看護専門職としての免許資格の問題について検討を重ねてきております。とくに、大学の急増に伴って臨地実習の場と教育の質の確保が課題となっており、各大学は、従来の枠にとらわれない多様な実習のあり方を開拓し、教育の質の向上に努めています。

大学の自主性と選択の幅を大きくするとともに、学生の職業選択を柔軟にしていくためには、以下の事項について善処していただきますようお願い申し上げます。

記

要望事項

看護系大学の学士課程で行う教育において、看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格が得られることを保証すること

＜要望理由＞

看護系大学の学士課程教育の特徴は、看護師・保健師・助産師の3つの看護職能の教育課程を「看護学」という学問体系の中で統合して教育することにあります。そして、多様な資格を有する看護専門職者を輩出することによって看護ケアの質の向上に貢献するとともに、看護専門職者としての多岐にわたるキャリアパスを可能にする教育課程を提供してきました。

今回、保健師助産師看護師法等が改正された背景には、高度化する医療を担える実践能力の高い看護専門職者、地域の人々のヘルスプロモーションを推進する看護専門職者がより多く必要となり、教育の内容と質の充実が求められていることがあります。このために各大学がより一層の努力をする必要があることは言うまでもありません。

その一方で、地域の保健医療福祉ニーズや学生の能力・学習意欲の違いから、各大学は、その教育により個別的な対応が求められています。したがって、保健師助産師看護師法等が改正され、保健師、助産師の教育年限が1年以上となっても、看護系大学の学士課程においては、従来どおり、看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格を得るための教育を行うことができる大学の自律的な判断が保証される必要があります。将来の看護専門職の需給見通しに柔軟に対応するためにも、学生が自らの人生設計の中で職業選択を自由に行い、看護専門職を継続していくことができる教育システムが保証されることは重要であると考えます。

以上

日本看護系大学協議会

会長・高等教育行政対策委員会委員長	中山洋子（福島県立医科大学看護学部長）
副会長・高等教育行政対策委員会副委員長	野嶋佐由美（高知女子大学看護学部長）
幹事・高等教育行政対策委員会委員	高橋真理（北里大学看護学部長）
幹事・高等教育行政対策委員会委員	正木治恵（千葉大学看護学部長）
幹事	小泉美佐子（群馬大学医学部保健学科看護学専攻長）
幹事	田村やよひ（国立看護大学校長）
幹事	野並葉子（兵庫県立大学看護学部長）
幹事	リボウィッツよし子（青森県立保健大学学長）
幹事	太田喜久子（慶應義塾大学看護医療学部長）
監事	小島操子（聖隷クリストファー大学学長）
監事	濱田悦子（日本赤十字大学学長）
高等教育行政対策委員会委員	南 裕子（近大姫路大学学長）
高等教育行政対策委員会委員	佐藤禮子（兵庫医療大学副学長）